

(素案)

葉山町相談支援ファイル

葉山町では、平成 19 年 1 月に葉山町発達支援システム検討会議を発足させ（第 1 回会議は平成 19 年 3 月に開催）、発達障害者支援法に規定する発達障害児及び特別な支援を必要とする児童の早期発見、早期の発達支援を図るとともに、保健・福祉・医療・教育等が連携して、一貫した相談・支援体制の整備について検討してまいりました。

その中で、障害のあるなしにかかわらず、自分の力で解決することが難しい課題を抱え、周囲からの特別な支援が必要な方々に対して、より適切な支援を行うためには医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関がそれぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながることが必要であり、保護者とともに必要な情報を共有することが必要であるとの結論になりました。

そこで、葉山町では「葉山町相談支援ファイル」を特別な支援を必要とする方に配布し、その方や保護者が所持することで、情報を一元的に集約し、一貫性・継続性のある支援を図っていくこととします。

1 葉山町相談支援ファイルについて

特別な支援が必要な児童や成人の方あるいは保護者が、ライフステージに応じて適切な相談や支援を受けられるようご活用いただくもので、いつの時期からでも利用できます。

ご本人、保護者及び町と一緒に相談支援ファイルを綴っていくことで情報が共有され、ご本人あるいは保護者においては幼児期、学齢期、成人期の情報をつなぐツール（道具）として、町においては医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が連携しながら、一貫性・継続性のある支援を実施していくための情報源として活用できます。

2 保持・活用の方法

相談支援ファイルは町が配布し、保護者が関係機関と協力しながら記入し、保持・活用します。具体的には、保護者が各機関に相談する際に提示することで、相談支援に当たる関係者に対して必要な情報が提供できるようにします。また、保護者が必要な情報を綴っていくことで、特別な支援が必要な方の相談支援に関する情報がすべて網羅され、一括して保管することもできます。

3 作成の方法

相談支援ファイルは保護者の方が作成します。具体的には、保護者が各機関との相談後などに必要な事項をファイルに記入をしたり、必要な資料を綴ったりします。このことで、関係機関が必要な情報を即座に取得できるという利点があります。その一方で、必要のない情報を記載すると、関係機関がその情報も取得してしまう恐れがあります。

このようなことを十分にご理解いただき、ファイルを記入する場合は、必要のない情報は記載しないなど、ファイルを提示された関係機関が個人情報を閲覧することに十分に配慮するようにしてください。

(素案)

4 個人情報の扱い

相談支援ファイルには、特別な支援が必要な方に関する相談支援にかかわる情報等の個人情報が記載されることから、保護者の方や関係機関が意義や目的等について十分に理解して記載することが大切です。

また、この相談支援ファイルを活用して、関係機関が情報を共有したり、相談に応じた機関が他の機関へと引き継いだりすることから、**相談支援ファイルの使用を開始する際には、別添の同意書を提出していただき、ご本人及び保護者の了解を得るなど、個人情報の取扱いは十分に留意して行います。**

なお、葉山町ホームページからダウンロードして、相談支援ファイルを作成している方につきましては、後日速やかに、同意書を葉山町に提出するようにお願いします。

同意書の提出先は、葉山町保健福祉部子ども育成課、福祉課、及び葉山町教育委員会学校教育課のいずれの課でもかまいません。

5 問合せ先

葉山町相談支援ファイルに関する問合せは、

葉山町保健福祉部子ども育成課（046-876-1111 内線 222）

保健福祉部福祉課（046-876-1111 内線 235）

葉山町教育委員会学校教育課（046-876-1111 内線 7223）までお願いします。

関係機関の皆様へ

障害のあるなしにかかわらず、自分の力で解決することが難しい課題を抱え、周囲からの特別な支援が必要な方々に対して、より適切な支援を行うためには医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関がそれぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながることが必要であり、保護者とともに必要な情報を共有することが必要です。

そのため、葉山町では、この相談支援ファイルを活用し、保護者の方と関係機関との情報共有を図ることといたしました。

つきましては、意義や目的等についてご理解いただき、相談支援ファイルの作成の援助や、相談支援ファイルの活用についてご協力をいただきますようお願いいたします。

この相談支援ファイルは葉山町子ども育成課、福祉課及び葉山町教育委員会学校教育課で配布していますが、葉山町ホームページにも掲載していますので、適宜ご活用ください。

なお、相談支援ファイルの記載内容については、保護者の方から同意書を葉山町に提出していただいておりますが、相談支援ファイルの内容をコピーしたり、相談以外のことに利用したりするなど、特段の事情がある場合には保護者から同意書を関係機関に提出していただくなど、個人情報の管理には十分に配慮をしていただきますよう、お願いします。

(素案)

発達の遅れ、体の不自由さ、こころの病気など、生活の困難さは人それぞれです。そのため、一人ひとりの特徴を知ることは、その人を支援していく上でとても重要になります。

身体障害

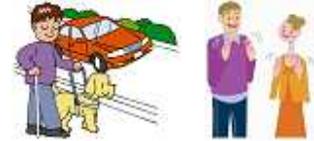
身体障害には、視覚(目)、聴覚(耳)、肢体(手足)、内部(内臓)などの障害があります。

《視覚障害》目が見えない、または見えにくい障害です。

《聴覚障害》耳が聞こえない、または聞こえにくい障害です。

《肢体障害》手や足を動かすこと、あるいは体を支えること等ができない、またはしづらい障害です。

《内部障害》心臓、肺またはじん臓等、内臓の機能が低下する障害です。



知的障害

知的機能の障害が発達期(おおむね18歳)までにあらわれ、ものを考えたり表現したりすることが苦手だったり、同年代の人と比べるとゆっくりで、特別な支援が必要です。

精神障害

病気、ケガまたは薬物などが原因で、感じたり、考えをまとめたり、表現したりすることがうまくできなくなったり、状況にふさわしい行動がとりにくくなるなど、日常生活の生きにくさがあります。

発達の遅れ、障害

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

それぞれの障害の特性

注意欠陥多動性障害 ADHD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

